

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	金融庁
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 協同組織金融機関においては、平成27年3月31日までの間、租税特別措置法第57条の9の規定により、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例（本則の100分の112）が認められている。</p> <p>・ 特例措置の内容 協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第57条の9に規定されている特例措置（割増特例112/100）を恒久化（少なくとも延長）する。</p>		
関係条文	<p>地方税法24条、51条、72条、72条の2、72条の12、72条の23、72条の24の7、294条、314条の4 租税特別措置法57条の9</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲ 1,607) [平年度] — (▲ 1,607) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、協同組織金融機関の自己資本の充実を充実させることにより、経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 協同組織金融機関の主要取引先である中小企業には下請企業が多く、景気の変動や親会社の倒産による連鎖倒産に陥りやすい（信用リスクが相対的に高い）等の特徴があり、倒産の予測可能性の見極めは困難である。そのため、協同組織金融機関の貸倒引当金の設定は、銀行に比べ困難であり、貸倒実績も大きくなる傾向にある。 さらに、協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行と違い、課税後利益の積み上げによるほか、内部留保を充実させる手段が少ない。 これらのことから、地域金融システムの安定化の観点からも、協同組織金融機関の自己資本の充実につながる本措置は重要性の高いものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

	政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
合理性	政策の達成目標	本措置により、協同組織金融機関の自己資本比率を高め、経営基盤を強化し、地域金融システムの安定化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	恒久措置とする。少なくとも延長とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	協同組織金融機関は、課税後利益の積み上げによるほか内部留保を充実させる手段が少ない中で、本措置は協同組織金融機関の自己資本の充実を通じて、その経営の健全性に寄与しており、地域の中小企業等への資金供給に貢献している。なお、具体的な目標達成金額等はない。
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数は、437 協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む）が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	協同組織金融機関の内部留保の増加を通じて、その経営の健全性に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税の軽減税率
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員（組合員）に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p> <p>一方、本措置は昭和41年に設置されて以来23回にわたって延長され49年存続してきたが、協同組織金融機関が、引き続きその機能を発揮し、地域に対する円滑な融資を行うためには、自己資本の充実が不可欠であり、また、今後も地域金融システムの安定化を図る上でも、本措置は必要であることから、恒久化を要望するものである。</p>
ページ	11-2	

		(百万円)					
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
税負担軽減措置等の適用実績		法人住民税	1,300	1,226	1,215	730	692
		法人事業税	1,198	1,229	1,117	828	801
		減収額合計	2,498	2,455	2,332	1,558	1,493
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	中小企業等の貸倒引当金の特例（千円） 都道府県税：5,498,349 市町村民税：13,525,938 事業税：21,204,679						
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、ひいては地域の中小企業等への資金供給に貢献することが見込まれる。						
前回要望時の達成目標	協同組織金融機関の自己資本比率を高め、地域金融システムの安定化を図る。						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	地域金融システムの安定化に寄与しており、目標は達成されている。						
これまでの要望経緯	本措置は昭和 41 年に設置されて以来 23 回にわたって延長され 49 年存続してきた。なお、直近では平成 24 年度税制改正要望で 3 年間の延長（平成 27 年 3 月 31 日まで）が認められたところ。						
ページ	11—3						